

船橋市生活排水対策推進計画（第3次）

第1章 計画のあらまし

第1節 計画改訂の背景

本市の公共用水域は、新京成電鉄の軌道をおおまかな分水嶺に、南西側には東京湾へ注ぐ海老川、長津川、真間川などがあり、北東側には神崎川、二重川、桑納川などが流れ印旛沼につながっています。市内の河川は、昭和40年代頃からの都市化の急激な進行により流域人口が増加し、生活排水が河川に流入したため水質汚濁を引き起こし、悪臭の原因や魚が棲めない状態を招くなど、社会問題となっていました。

平成2年の水質汚濁防止法の改正では、従来の排水規制に加え生活排水対策を推進するための制度が組み込まれ、都道府県知事は生活排水対策の実施を推進する緊急性が高い地域を生活排水対策重点地域に指定することができると規定されました。

こうしたなかで本市は、平成4年3月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域（名称：船橋市生活排水対策重点地域）に指定され、これに伴い平成5年3月には「船橋市生活排水対策推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、公共下水道の普及促進はもとより高根川浄化施設の設置や合併処理浄化槽の設置促進などの生活排水処理施設の整備促進のほか、地域や家庭でできる汚濁負荷削減対策や啓発事業を推進してきました。

また、第1次計画の目標年次である平成22年度には、更なる水質の改善を目指すため、船橋市生活排水対策推進計画（改訂版）（以下「第2次計画」という。）を策定し、引き続き取り組んでまいりました。その結果、生活排水対策は、本市を代表する河川の海老川で平成13年度から15年連続で環境基準を達成するなど、着実に成果をあげています。

しかし、市内河川の流出先である印旛沼は湖沼の水質ワースト1の状態が続いており、同じく流出先の東京湾でも環境基準達成率が6割程度となっていることから、流域全体で改善に向けて取り組む必要があります。そこで本計画では、生活排水によって水質汚濁の影響がもたらされている下流域の閉鎖性水域である東京湾、印旛沼の水環境や水資源の保全に資するため、このたび第3次計画に改訂しました。

改訂にあたっては、千葉県や本市の生活排水関連計画との整合を図るものとし、市が果たすべき役割、市民ができる実践策を効果的に織り交ぜながら生活排水対策を推進していくための施策を取りまとめています。

表 1-1-1 本計画における施策展開の変遷

第1次（平成5～22年度）	第2次（平成23～27年度）	第3次（平成28～36年度）
<p>◎生活排水対策重点区域の指定を受け策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年高根川浄化施設の設置(平成25年3月で運転終了) 公共下水道の普及促進 単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換、普及促進 家庭における生活排水対策の啓発促進 浄化推進委員の選定 	<p>◎生活排水対策のさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の普及促進 単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換、普及促進 家庭における生活排水対策の啓発促進 	<p>◎河川環境の回復を目指した生活排水対策及び関係施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の普及促進 公共下水道未普及地域での高度処理型合併処理浄化槽への転換、普及促進、適正な維持管理の推進 東京湾、印旛沼の水質改善に向けた富栄養化対策(窒素・リン削減)強化 水環境に関する意識高揚の推進 水循環、多自然川づくりの推進 各水域の水質指標設定 <p>※海老川八千代橋：E 類型→B 類型相当を目指す</p>

第2節 本計画の位置づけ

本計画は上位計画である「船橋市環境基本計画」に位置づけられており、「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」、「汚水処理施設整備計画」及び千葉県の海老川流域・真間川流域・印旛沼流域に係る計画との整合のもとで推進していきます。

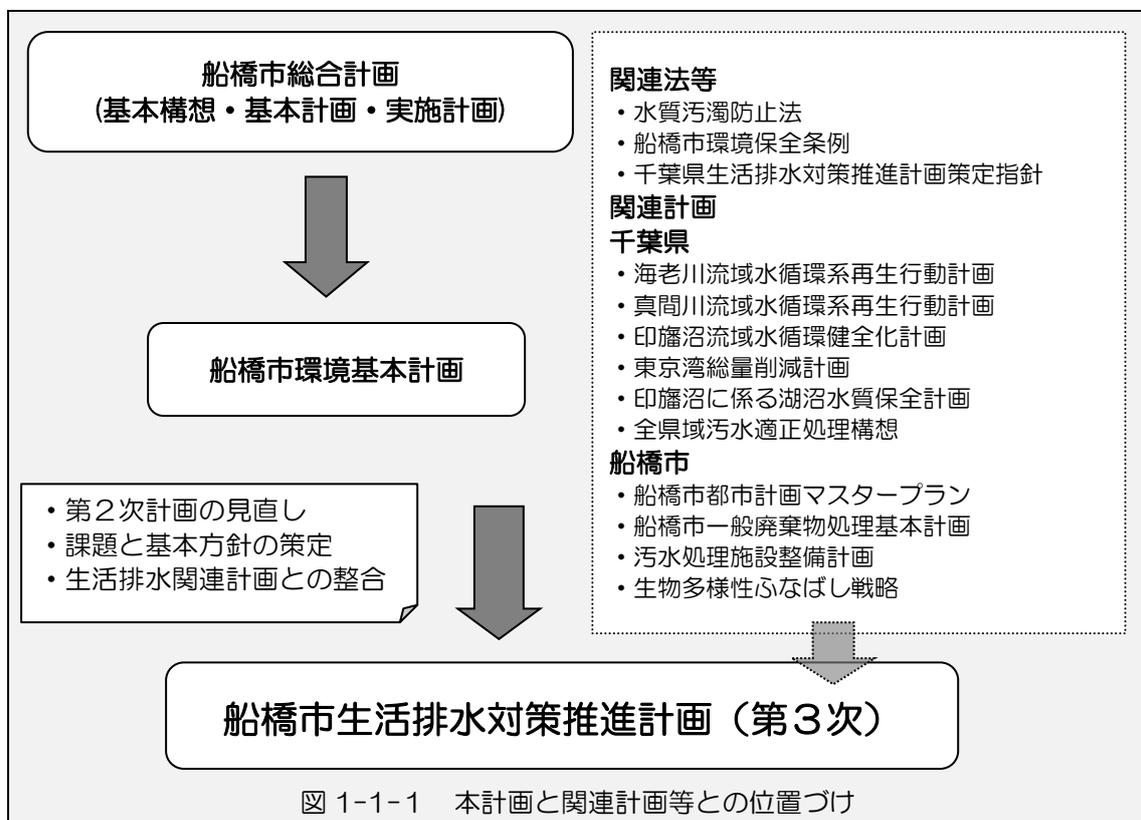


図 1-1-1 本計画と関連計画等との位置づけ

第3節 関連計画等

1 船橋市における生活排水対策に関連する計画

(1) 船橋市総合計画

平成12年3月に、市のまちづくりの目標として「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を掲げ、その実現のための基本的な方向と体系的な施策内容を明らかにすることを目的に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成される船橋市総合計画を策定しました。

その後、平成24年度から平成32年度を計画期間とする後期基本計画が策定され、その中に「汚水処理体制の充実」が示されています。

(2) 船橋市環境基本計画

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会構築を目指すものとして平成9年3月に「船橋市環境基本計画」を策定し、各種の環境保全の取組みを総合的かつ計画的に推進してきました。その後、計画期間を平成23年度から平成32年度までとする新たな「船橋市環境基本計画」を策定し、平成27年度には本市を取り巻く状況が大きく変化したことから中間見直しが行われています。

この計画では、生活排水対策に関連する事項として「公共下水道整備事業の推進」、「下水処理場における高度処理施設の計画的な整備」、「公共下水道整備区域内の下水道への接続の推進」、「高度処理型合併処理浄化槽の普及の促進及び適正な維持・管理」、「家庭でできる浄化対策の実践など水環境の保全意識の高揚に向けて情報提供等の推進」が示されています。

(3) 船橋市都市計画マスタープラン

平成13年2月に、おおむね20年後の船橋全体のまちづくりに関する目標を定める「全体構想」と身近な地域毎のまちづくりの目標を示す「地域別構想」で構成する「船橋市都市計画マスタープラン」が策定され、平成23年度に改訂が行われています。

その中で、全体構想に位置づけられている「水と緑の環境づくり」の目標において、河川の水量確保及び水質の改善を図ることが示されているほか、多自然川づくり等により生物多様性の確保にも配慮した水辺づくりの推進などが挙げられています。

(4) 船橋市一般廃棄物処理基本計画

平成19年3月に、循環型社会の形成への理念に基づいて、廃棄物処理の総合的な推進を図ることを基本として、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」から成る「船橋市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。このうち、生活排水処理基本計画については、平成13年に循環型社会形成推進基本法が施行されたことにより、従来の生活環境の保全と公衆衛生の向上

に加え、循環型社会を構築することが求められるようになり、適正処理だけではなく、できる限り資源循環を図っていくことが求められています。

これらを踏まえ、平成 28 年度に改定を行い、「生活排水処理事業における循環システムの向上を図る」、「生活雑排水の適正処理化を目指す」、「効率的な生活排水処理事業を推進する」という基本方針のもと、『循環型社会実現に向けたステップアップ』を基本理念として掲げました。

(5) 汚水処理施設整備計画（アクションプラン）

千葉県が策定している県内全域における汚水処理の総合的な構想である「千葉県全区域汚水適正処理構想」の見直しにあたり、本市では目標年次を平成 36 年度として、低コスト・早期の整備が可能となる整備手法の導入により市街化区域の汚水処理を下水道の整備により概成する汚水処理施設整備計画（アクションプラン）を平成 27 年度に策定し取り組んでいます。

(6) 生物多様性ふなばし戦略

本市は住宅地の整備や交通網の発達など便利で快適な都市づくりを進展してきた一方で、動植物の生息する自然環境が次第に喪失し、生態系がもたらす人間生活への多様な自然の恵みが得にくくなってきています。今後も自然の恵みを受け続けられるようにするためには、自然を守り育てながら自然と共生していくことが重要でその考え方や方針を取りまとめた「生物多様性ふなばし戦略」が平成 28 年度に策定されました。

本戦略では、平成 62 年度を長期目標年に「台地から海へ 水・緑・生命（いのち）と共に暮らす都市（まち）」を目指す将来像に掲げ、その達成に向けて平成 38 年度までに実施する短期的な取組みが位置づけられています。長期目標年に向けた 5 つの基本方針のうちの一つに「生き物を育む水循環の確保」が示されており、水量の確保や水質の保全といった取組みが挙げられています。

2 千葉県における生活排水対策に関連する計画

(1) 海老川流域水循環系再生行動計画

海老川流域水循環系再生行動計画では、「浸水被害の少ない安全なまちづくり」、「清らかで豊かな流れの創出」、「渇水時や震災時に強い水利用」、「自然との共生」の基本方針のもと、海老川流域の健全な水循環系の再生を目指し、行政・市民・企業等のそれぞれが担う役割と施策を体系化し、それぞれが協働・連携して実施するための行動計画として策定し推進しています。

(2) 真間川流域水循環系再生行動計画

真間川流域水循環系再生行動計画では、平成32年度を目標年度とし真間川流域で「自然環境の保全」、「きれいであるおいのある流れの創出」、「水資源の有効利用」、「浸水被害の軽減」が適切なバランスをとって共に確保されている状態を達成するために、市民・行政がそれぞれ取り組むべき施策をとりまとめた行動計画として策定し推進しています。

(3) 印旛沼流域水循環健全化計画

印旛沼流域水循環健全化計画では、「恵みの沼を再び」という基本理念のもと、平成42年度を目標年次とし「良質な飲み水の源 印旛沼・流域」、「人が集い、人と共生する印旛沼・流域」などの5つの目標を定め、印旛沼に関わる地域住民、市民団体、企業、学校、水利用者、行政等が協働して、治水・利水・水質・生態系・親水等が適切なバランスで確保される健全な水循環の再生のための取組みを策定し推進しています。

(4) 東京湾総量削減計画

東京湾においては、未だ環境基準が達成されていないため、水質汚濁防止法に基づき、COD・窒素含有量・リン含有量に係る総量削減計画を5カ年ごとに策定し、汚濁負荷量を統一かつ効果的に削減するための対策を推進しています。

(5) 印旛沼に係る湖沼水質保全計画

印旛沼においては、依然として汚濁が著しく環境基準の達成及び飲料水の確保のため、湖沼水質保全特別措置法に基づき水質目標や水質保全対策を定めた計画を5カ年ごとに策定し、印旛沼の総合的な水質浄化対策を推進しています。

(6) 千葉県全県域污水適正処理構想

千葉県では、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、県内全域における污水処理の総合的な構想として平成8年度に「千葉県全県域污水適正処理構想」を策定し、平成15年度と平成22年度に見直しを行い、各污水処理施設の整備を推進してきました。その後、平成26年1月30日付けの関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）による「持続的な污水処理システム構築に向けた

都道府県構想の見直しの推進について」の通知を受けて、平成28年度に見直しが行われており、汚水処理人口普及率を100%とすることが最終目標に掲げられました。その中で中期（10年程度）での早期整備と長期（20～30年）での持続的な汚水処理システムの構築を目指しています。